

第二十六回
国会

参議院大蔵委員会会議録第三十七号

昭和三十三年五月十四日(火曜日)午前
十一時一分開会

委員の異動

本日委員白川一雄君死去された。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川 五郎君
江田 三郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
田中 茂穂君
土田国太郎君
吉米地英俊君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
大矢 正君
栗山 良夫君
野澤 勝君
島村 軍次君
杉山 昌作君

政府委員

大蔵省管財局長 正示啓次郎君
建設省管財局長 小島 新吾君
事務局側

説明員
常任委員 木村常次郎君
会専門員

大蔵省大臣官 市川 晃君
房務調査官 天野 四郎君
大蔵省第一課長

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産特殊整理資金特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。

まず、参考人の出席要求に關しお諮りいたします。

昨日の委員会における江田委員の御提案に基き、理事会において協議の結果、たばこ耕作組合法案について参考人より意見を聴取することを申し合せたのでありますが、右申し合せ通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決しました。

なお、参考人の意見を聴取する日は、十五日、水曜日午後一時とし、参考人の人選及び出席要求手続等につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案

案、国有財産特殊整理資金特別会計法案、以上二案を一括議題として質疑を行います。

○大矢正君 だいが間があつたので、前に質問をしていただくか忘れてしまつたのですけれども、これは、予算書をいただいたときに、特殊整理資金特別会計法の中で説明をされていた昭和三十三年度の差し当りの整備計画では、東京が中心になっておつたように私は記憶いたしておるのであります。

大阪、近畿財務局を中心として、北海道の財務局あるいは税務署というように、三十二年度の整備計画の内容がだいぶ變つてきているように思ふのですが、これはどういふわけなのでしょう。

○説明員(天野四郎君) それは、おそらく、東京または大阪とか——大阪も確かに申し上げたと思ひますけれども、三月二十日付で提出いたしました資料によりまして、おっしゃる通り、大阪が中心になっておりますが、これは本法案が、御審議願ひまして成立いたしましたら、それに基きまして、庁舎等調整審議会というものを作りまして、そこでいろいろと御意見を承わりますので、それから決定いたしますことではございませんか。

○大矢正君 あなたのおっしゃることではわかるのですが、ただ、予算書で

は、東京、大阪というようになっておつたところが、こまかい面では、大阪、北海道と、こういうふうに変つてきているから、特別に何か考え方の相違が現れてきて、予算書を作つた当時と、それから整理資金を設けたときの状況と変化があつて、そういう整備計画の上にも現れてきているのかどうかということなのですが、あれはどういふことになるのでしょうか。

○説明員(天野四郎君) 当初予算を作成いたしましたときには、短時日の間にいろいろ急ぎまして、まだ確定したような資料がございませんでしたので、大体東京、大阪あたりにありさうだといふふうなことで、一応さういふような説明をいたしたと思ひますけれども、その後、いろいろとできるだけの調査をいたしました結果、まあ今年度におきましては、大阪を中心とした計画が最も具体化しそふだということに落ちつきまして、かような資料を差し上げた次第でございます。

○大矢正君 このいわゆる特定庁舎の使用調整等その他整備計画と申しますか、これは、法律ができ上つてから、専門的に、何年かでの程度の整備調整を行うというふうな計画を立てられるのではないかとと思ひますけれども、やはり、差し当り、この法律を作るに當つては、当然ある程度、こまかい面は別としても、計画があるべきではないかと思ふのですが、そこでどうでしょう。

今大蔵省の方に

て、何年かという内容の整備ができるといふような計画というものはございせんか。三十三年度のことはわかりましたけれども、これは単に大蔵省の出先機関の内容を見るというだけであつて、總体的なものにはほとんど触れられておらないというように感ずるのですが、その点はどうでしょう。

○説明員(市川晃君) この法律案を作りますにつきては、全国の主たる都會地を中心として、各財務局ごとに調査いたしました。それはやはり、まず第一には、東京、大阪等大都市でございまして、その次にはやはり各財務局の所在地、名古屋とか福岡という大都市をまず取り上げるべきであらうという意味合いにおきまして、全国で十三の都會地を選んだわけでございまして、これは、御存じのように、大阪、札幌、仙台、名古屋等々の各財務局所在地のほかに、横浜、京都、神戸、こういうものを選びまして、全部の土地建物から一体どのような形で出てくるだろうかと、一つ一つの計算を中心としていたしました案を立ててみた次第でございます。

これによりまして、ごく大ざっぱでございますが、土地建物を含まして、処分をしていった場合に、大体百四十億から百五十億の間の価額が出て参ります。これに應じまして、個々に現在の古い庁舎を選び、そしてどこどこを合せて合同さしてどういふふうにするかという案のものと、管轄の所要経費を大体計算いたし

てみましたところが、それに対しては約百四十二、三億という計算をしたわけですが、問題は、これをどのくらいの年限においてやるのか、これが御質問の要点と存じますが、前にも申し上げたかと存じますが、官庁官署の経費は、この特別会計で括って参りましたものに限るわけではございません。一般会計の方でやるものもございまして、それとの間に絶えず調整をいたしまして、本年度よりあえ大矢先生がお手元にお持ちのような資料においてスタートをいたしますと、やはり以上申し上げましたことが、ここ五年間ぐらいの間にできれば幸いである、このように考へておる次第でございます。

○大矢正君 あなたのおっしゃられる五年間で、ほとんど何と申しますか、庁舎の整備計画がござる、こういうことになるのでありますが、かりにそれはある程度の土地の売買その他の見積りが現在のままの状態では推移してそういう結果にもなってくるのじゃないかと思うのですが、最近新聞なんかによると、アメリカあたりでは、都心の土地よりはむしろ郊外の土地がものすごく値上りをして、逆に重要な地帯が、都心から、極端なことをいうと郊外の方に移動しつつあるという、何と申しますか、都市計画上の重大な変化を来たしておるといふことを知ったのでありますが、日本の場合もある程度そういうことが考慮されるのじゃないかと思ひます。ところで、その土地を売買する場合に、ある特定の範囲内において売買をするという結果が出てくるのではないかと私は思ふのであります。たとえば住宅の用に供する点では土地を売ることができないとか、あるいは別

な形で、またこういうものには売ってはいけないとか、というような内容が、きつと私はこれについて出るのではないかと思ふのですが、そういうような土地の売買上における内容の規制という点についてはどんなものでしょうか。

○説明員(市川昇君) 最初に話の出

した都会の中心よりも周辺の方に、土地の値上りと申しますか、そういう傾向を見てきたように思われるというお話でございますが、やはり住宅を中心にしたしまして、大きな都会におきましてはきつと傾向があるやと考へておる次第でございますが、日本におきまして、そういう趨勢を歴然と感じられますのは、やはり東京だと存じます。その次の都会と申しますれば大阪でございます。大阪はどうかと考へますと、大阪と京都の、わずか車で三、四十分の間のところに住宅に提供できる相当な土地がございまして、その他のさらに地方におきまして、お話をうたふような点はまだそう出て参つておらないのではないかと。かように考へるわけでございます。

それから売買いたしますにつけて、あるいは住宅とか、あるいは特別な範囲であるというものは、相手方の選択というふうな意味合いでございますけれども、住宅につきましては、かねがね申し上げましたように、住宅公園の活用等によりましてさばいていくのがよいことである。その他の住宅に適しないこととされるもの、あるいはむしろ商店街、あるいは大ビルディング街といったような傾向に属しますものは、国有財産審議会が十分に議を練つていただくにつけても、やはり主としてあ

るグループのもとに買入れの希望者を集めましてその範囲で適切な値段のもとにさばいていけばよろしいのではないかと、かように考へておる次第であります。

○大矢正君 あなたが今言われたグループというのはどういうことなんですか。

○説明員(市川昇君) 結局たゞいま問題になっておりますのは、非常に希望者が多い土地ではないかと考へる次第でございます。ところが反面におきまして、相当に値の高い土地を持つておるその部分の売買に關係する次第でございます。その部分で、信用のある者、またその選択の仕方については、たとえば税の方で脱税してゐるとか、大きな滞納があるとか、いろいろな事情を勘案して出てくるわけでございますが、その希望者を選択いたしました範囲におきまして競争入札をしていただく、こういうふうなことも考へておる次第でございます。

○大矢正君 その場合、やはり競争入札をやるのはけっこうであります。それは単に商業上の取引と同様に考へて、たとえば不動産会社が土地を売買すると同じような形式、同じような考へ方、そういうものに基いて行われようとするのですか。そうじゃなく、何かある程度の一つの規格というふうなものをごしらえておいて、この規格に当てはまる者に対して競争入札をさせる、そういういき方ではないのですか。その点はどうか。

○説明員(市川昇君) 規格という言葉が当てはまるかどうか、ちよつと即答いたしかねるものでありますが、要するに、特定のある面積を持ったある場所

の土地をさばくわけでございますので、買手の方がそこに建物を建て、あるいはその他の施設を設けるにつけて、日本のいろいろな面におきまして、産業上の考慮をいたしました上で、それにふさわしいかどうか、こういうふうなことにございまして、国有財産審議会において御検討の機会をとりたい、かように考へるわけでございます。それをもちつて規格と言ふ先生のお言葉に即しておるかどうかはわかりかねますが、そういうやり方をいたしたいと考へる次第でございます。

○大矢正君 これは普通の商取引とは異なつて、国がいわゆる一般民間人との間に土地の売買を行うこととありますから、私は必ずしもその土地がどういふ内容に使われようとも、一切それは関知しないという筋のものはないのである、というような気がするのであります。あなたの考へが、さうおられますように、これは非常に高い値段の土地である。高い値段の土地であるといふことは、とりもなおさず非常に重要な場所でありまして、いろいろな今後の売買の内容によつては、相当国民にも支障を与えたり、ないしは疑惑をもたれたりするようないふことが必ずしもないとはいへないのです。だから、当然その場合には、ある一定の方針なり規格なりにつとめて、その土地を売買する。たとえば、こういうような職業には売るべきでないといふようなことが出てくるのじゃないかと私は思ひます。かりに一千坪の土地が余つたとすれば、その土地を五十坪、百坪ずつ区分して売らうと思ふことは、よもや国としてはないと思ふ。一千坪を一括して売らうかとは

別として、非常に大きく分けて売らうという結果になる。その場合に、かりにここに料理屋を作るから土地を売ってくれ、その料理屋は比較的高い値段でその土地を買ふという場合に、それは高い値段だから料理屋に売つてもいいだろう——こういうものでもないのじゃないか。国策として、もつと有効にその土地を使ふ。しかも国も比較的に損をしない形で土地が売買できるということになると、当然ある程度の規格というものが作らるべきであるし、作らなければならぬのじゃないか。あなたの言われる意見からいへば、さういふものを考へておるけれども、それは、さうすると国有財産審議会ですか、こういうふうな所で検討されて出されるということになるのです、今いったような点で……

○説明員(市川昇君) お話の通り、何と申しますか、高からう、よからう、すべてもう相手選ばずの処理の仕方というところ、あるいはまた、ある団地をかりにぶつ切りにしたら、一括して売らうとも何かしらもうけが多いことだから、さうしようとかいふようなことについて、大矢先生の方で多分に懸念があると申しますか、御意見でございますが、全くその通りだと考へておる次第でございます。私どもとしては、やはり十分さういふ問題を練つていただいて善処して参りたいと考へておるわけでございます。住宅の土地に提供するものにつきますと、前にも住宅公園を利用することを一生懸命考へておると申し上げておりましたが、これもまさに典型的な例でございますし、かりに百坪で一軒のうちのうらという考へのもとに、ぶつ切りのような形にい

たしますと、ほんとうに住宅の土地に困ってられない方が手に入れてしまふという傾向があったりいたします。そういう意味で、住宅公園の活用というように考えておるのも御理解願いたいわけでございます。審議会におきましても十分練っていただくと同時に、私も少しもして、やはり多くは国の産業経済、そういうものの発展、さらには都会地におきましては、都市計画というものをから見て参りました場合のいろいろな考え方を織り込むというように、いろいろな面をとり上げて参り、個々に判断をするようにしたい、かような次第でございます。

○大矢正君 国が行政財産で特に国民のほしがっている土地をむだに処理をして、いる必要性はない。その土地を有効に使うということ、それは単に国が使うということではなくして、国民にもその恩恵を分け与えてやるという考え方に於いては、これはもう何人といえども賛成をするわけですね。だから今その百坪使ったいたものを十坪にして、あるいは五十坪にして、その分を国民に分けてやり、そして高層建築を建てて国の庁舎とする、それに対する反対はこれはない。私もこれ心から賛成をするものでありますけれども、ただそういう気持が逆に相反するような結果になることに對しては、やはり十分注意をしなければならぬ。たとえばむしろ悪の根源がその中から発生してくるようなことであってはいかないのじゃないか。ただ高く売ればよいとか、あるいは政治的な取引その他で、その土地がかりに不動産売買をやるような大がかりなそういうもの

に一括して買い取られて、それがまたさらに小さく、今度は小さい不動産会社に渡り、そしてそれがまた今度は法外な値段で国民に売られるというような結果がもし出たとすれば、これは国としてもあなたの方としても、私は本旨とするところではないと思うのです。

だから、そういう点を十二分に注意をしなければならぬということが一つ。それからもう一つは、先ほど来申し上げておる通りに、国が売買をするのでありますから、ここの人間には五十坪、ここの人間には百坪というように、こま切れたな売買の仕方というものはないことは想定できるわけであります。その場合に、もし土地を売買するときは、わずかの坪当りの値段の引き下げというものが、大きく売買をしておるわけでありますからして、非常に響いてくるわけですね。そうなるのであります、これは決して大蔵省に對して私は疑義を持ちたり何かするわけではありませんけれども、相當の注意をし、それから、単に注意だけではなくて、売買をする場合の手続方法に万全を期さないと、国民から疑惑の目で見られたり、汚職という言葉が生ま

れたら、収賄というやうな言葉が生まれるというやうな危険性を、私は、はらんでいかなければならぬと思うのです。そういう点で御尋ねをするのは、国有財産審議会が最終的には行政財産の売買に對する検討をし、判断はすると思ひますけれども、これは恐らく私の想定では、売買以降において国有財産審議会に資料が提出され、検討されるものであつて、事前に行われるものではないのではないかと、ますます今が、そうなるべくと、ますます今

言つたやうな疑点が深まるのですが、そういう点はどうでしょう。

○説明員(市川晃君) 最後の点から申し上げますが、審議会が十分資料その他で非常に多く議論をしてもえらるわけでありますが、その売買以後に審議会があるというふうにお考えのお言葉と承わつたのですが、そういうことは全然ございせんのです。審議会におきましては、先ほど来問題になつておりますこの区域のこの土地を、これの民間の会社なり何なりに払い下げる、それについて一体妥当かどうか、それが当然議論されますことも、その評価も審議会の席上に資料が全部出されて、そしてこの値段なら妥当であらう、こういう取扱いをいたしておきますので、大矢先生の、あるいは私の聞き違ひかと思ひますが、事後に審議会ということはございせん。

○大矢正君 あなたの言われることもわかりますけれども、それはある程度の何と言ひますか、目標を出すにすぎないのであつて、何のたれべえに、あるいは何々会社にどういう値段で売買をしたということは、これはその売買の契約を結んだ以降において国有財産審議会に諮られるのであつて、それ以前に諮られるのは、ある程度の目標といひますか、この程度でいいのではないかと、そういうことにすぎないのじゃないか。そういうこと、いや、これは国有財産審議会が一切の責任を負うという格好になるのですが、私はそういうことではないと思ひます。ある程度の目安はこれは事前に国有財産審議会に諮つて、ここの土地の何千坪を大体この程度の値段でということである、しかしその契約は当然これは大

蔵大臣が何かやるのでしよう。そうなるのじゃないのですか。

○説明員(天野四郎君) 今の御答弁は、結局その国有財産審議会の付議事項の問題に帰着いたしますが、中央、地方に審議会がございまして、地方におきましてはどういうものをするかと申しますと、管理、処分につきましては大蔵大臣の承認を要する事項はすべて審議会にかけることになつております。それから大蔵大臣の承認を要する事項、たとえば随契は五千万以上とか、あるいは一般競争の場合には予定価格が一億円以上とか、いろいろございします。そういうふうないろいろな事情がございしますけれども、とにかく大きな財産はすべて大蔵大臣の承認を要することになつておりました、財務局長が勝手に処分することはできないことになつております。そういうものはすべて地方の審議会に財務局長はかけなければならぬことになつておりますが、そのほかに、それ以外のものにしまして、その財産の管理、処分が、地方の経済とかあるいは民生に影響いたしますやうなものは審議会にかけることになつております。しかし、そのすべてについて小さなもので、たとえば十坪、五坪といふ小さなものににつきましてはすべて審議会にかけることが望ましいと思ひますが、そういう多数のものをすべて審議会にかけるというやうな大へんな手数です、またそういうやうな小さなものをすべて審議会にかけるとはどうかと、今申しましたやうなものを審議会にかけるとはならないと思ひます。事後に報告するやうなことはいいと思ひますから、御心配のやうな点はないと思ひます。

○栗山良夫君 私が資料要求をいたしておきましたところ、その一部分のものが提出されておりますので、これについてちよつと御尋ねをしたいと思ひます。この資料を見て一つ疑問を持ちますのは、たとえば例をとりましますと、東京都ならば東京都の中で、この統計にあげられた数量というのは、現在何らかの形で役所の建物の建ておる土地、それを集計せられたものでござい

額の大きいのはもちろんでございますが、たとえ小さくてもその地方の経済とか、あるいはその地方の民生に影響するやうな事項が非常に多いと思ひますから、そういう場合には国有財産審議会にかけることになつております。従つてそれは事前にかけることになつております。事後に報告するやうなことはいいと思ひますから、御心配のやうな点はないと思ひます。

○栗山良夫君 私が資料要求をいたしておきましたところ、その一部分のものが提出されておりますので、これについてちよつと御尋ねをしたいと思ひます。この資料を見て一つ疑問を持ちますのは、たとえば例をとりましますと、東京都ならば東京都の中で、この統計にあげられた数量というのは、現在何らかの形で役所の建物の建ておる土地、それを集計せられたものでござい

○説明員(天野四郎君) そうでございます。ただしこれは、東京につきましては、大手町と霞ヶ関と木挽町の三地区に限定いたしております。その件は、二枚目の注の一に掲げてございしますように、東京では三地区だけでございします。

○栗山良夫君 わかりました。そうすると、ごく大づかみでいいのですが、こういう調子で調べ上げたときには、実際の住宅地等に提供可能な面積といふものは、この表では二十二万六千坪ですかになつておりますが、これの大よそ何倍くらいになり得るのですか。

○説明員(天野四郎君) この表のトータルで申しますと、現在十三都市におきましては、土地は全部現在使つていますのは二十九万二千坪でございます。そして、それに庁舎を建てるに必

要な面積が六万六千坪でございまして、ちょうどこれは二二%で済むことになりまして、あとの七八%の二十二万六千坪がこれが要らなくなりまして、それが住宅その他有効な方に使うという計算になります。

○栗山良夫君 今お話のように、東京地区も大手町、豊ヶ岡、木挽町の三地区に限定したということですね。そのほかの地区にも相当あるわけでしょう。そういうものを全部、しかもここに統計をとられたのは、限られた土地だけなんです、そのほかの都市ですね、そういうものに散在しておるものを全部合計した場合に、二十二万六千坪というものの何倍というぐらゐに大体大づかみにして見通しとしてなるとお考えですか。これを一つ。

○説明員(天野四郎君) 現在手元に正確な資料がございせんが、現在、国の財産のうちに、いわゆる公用財産と申すものでございせんが、これは国の庁舎とか、病院とか、あるいは学校の校舎とか、あるいは学校とか、そういうような方面に利用されておる土地でございせんが、それが全部で五億二千八百万坪ございまして、今ここに申し上げております二十九万二千坪というのはほんのわずかでございせん。

○栗山良夫君 私がお尋ねしておりますのは、この五億二千八百万坪の中には、将来国有財産を処分いたしましたして、工場用地にするとか、あるいは、われわれの立場ではあまり賛成いたしかねますが、たとえば防衛庁関係の用地に充てるとか、そういったようなものがあるかと思ひますね、そういうものでなくて、その五億二千八百万坪のうちで、今あなたの方の計画に出され

た二十二万六千坪のように、その土地の環境あるいはその他の諸条件からいってすぐ住宅地に回し得る、こういうような工合に考えられるものが一体どのくらいあるかということですね。

○説明員(天野四郎君) 五億二千八百万坪のうちでどれだけ住宅地に回し得るかという御質問でございせんが、この五億二千八百万坪のうちには、大学の演習林とか、あるいは運動場とか、そういうような相当都心から離れたところにあるようなものも含まれておりますので、このうちどれだけ住宅地に回し得るかを今すぐ御答弁申し上げかねますが、この前、行政管理局におきまして、七大都市におきまして、これは六大都市と福岡市を加えたものでございせんが、そこにおきまして行政財産をいろいろと調査いたしまして、その結果その住宅地に転用できるのではなからうかというふうな調べた数字がありますが、それは約十百万坪ぐらゐあったかと思ひます。

○栗山良夫君 今住宅の用地というのが非常に困つておることは、私がここで申し上げるまでもないことですが、せつかくここまで合同庁舎の非常にいい構想をもつて土地の民間への供出をやらう、こういうところまで決意をされた以上は、過日も法案は通つたわけですから、他の国有財産、住宅の用に供し得る可能性を持つておる国有財産、こういうものについてもう少し統計的にはつきりせられて、そうしてもう少しスピーディーに効用価値が住宅地として發揮できるようにできるだけ努力をお願いしたいと思います。

○説明員(市川晃君) 先生のおっしゃるあえて行政財産に限らず住宅の用地

にいろいろな面からして提供する努力を持ち、スピーディーにやるべきだという御意見でございせんが、現在提供財産もございまして、それらも合せまして、私どもの方で資料に基いて大体住宅敷地として転用可能なものはどのくらいあるかという計算はいたしたのでございせん。で、これはごく概数でございせんが、国の庁舎等を整備いたしましたして出てくるもの以外に考えられる数字でございまして、総数で九十九万坪という数字を出しております。この内訳を二つに分けてまして、提供財産、提供されております財産が四十三万八千坪、大体四割五分くらいであります。その他のものが五十五万二千坪、合せて九十九万坪という数字でございせん。この提供財産と申しますのは、提供いたしておりますけれども、向う側の使用状況を勘案いたしますと、あまり熱心に、フルに利用いたしておりませんで、こちらから何か申し入れをいたしますと、たとえば防衛庁なんかは演習でもしたいと言へば臨時にでも使つてくれるような例もございまして、この四十三万八千坪は、私どもの方ではつきりと目的も考えて強力に折衝をいたしますれば、ここ一、二年で返還することができるといふという公算の大きな部分だけでございせん。その他の五十五万二千坪のうち、三十二年度におきまして住宅公団と突き合せの相談をいたしまして、京浜地区、京阪神地区、名古屋地区、これを中心にいたしまして、三十二年度におきましては三十七万坪強のものを貸出いたすように手配をしております、これは公団とも地道に一件々々突き合せましたので、まず確実だろう

と思ひますが、価額にいたしまして約十億圓のものでございせん。先ほど大矢先生の御質問のときにちよつと関連して申し上げましたが、問題は五十五万二千坪をいかなる方法で住宅敷地に提供するか。住宅公団にもそれぞれの事業計画がございまして、三十二年度は三十七万坪をお引き受けしてやつていこう、こういうふうな言つておりますが、その残は次の年度へ向つて若干繰り延べざるを得ないかと考えておる次第でございせん。

○栗山良夫君 そうすると、今伺いますと、先ほどの五億二千八百万坪あつて住宅転用の可能部分というものは約百万坪ですね、九十九万坪ですから。パーセンテージから言へば、ごく僅かなものになるわけですね。もうそれ以上は見込めないわけですか。

○説明員(天野四郎君) 先ほど申し上げました五億二千八百万坪というのは、これは行政財産といひますか、公用財産のうちの操作でございまして、今、調査官が答弁いたしました数字は、普通財産のうちの数字でございまして、五億二千八百万坪のうちではございせん。その百万坪は別のものでございせん。五億二千八百万坪というのは、学校とかあるいは病院とか、療養所とか、庁舎とか、まあそういうようなものの敷地に提供されておるものが五億二千八百万坪というのでございまして、今百万坪と申しました数字は、これは普通財産でございまして、それは三億一千百万坪のうちでございまして、三億一千百万坪のうちまあ百万坪ということでございます。

○栗山良夫君 それならばそれでいいのですが、三億一千百万坪あるうちで百

万坪、パーセンテージから言へば、これもはなはだ少ないのですが、それ以上は現状ではあまり多くを望めない、そういうことになりませんか。

○説明員(天野四郎君) その三億一千万坪がどのように今利用されておるかと申しますと、そのうち約三分の一の一億一千二百万坪が在日米軍に提供中と申します。そして四千七百万坪が一般民間に對しまして貸付中の数量でございせん。残りの一億五千万坪が、これが未利用の状況にございせん。今申しましたこの百万坪というのは、この提供財産の一億一千二百万坪のうちと、それからそのあと申しました未利用一億五千万坪と、こういったもののうちに含まれてゐる数字でございせん。

○栗山良夫君 どうも現地の事情が、私も、とんとわからないので、見当違いな意見かもしれせんけれども、パーセンテージから言へば、まだまだ私は住宅用に供出願する部分があるのじゃないか、今の数字だけを伺つておりますと。米軍の場合、これは返還してくれなければ問題にならないですが、その他の未利用のものが一億五千万坪あるということであれば、まだ努力次第によつては一応提供可能だろうと私は思ひますが、その辺まで大蔵省は国民の住宅の困つてゐる実情を勘案せられて、積極的に提供をする御意思があるかどうか、これを伺ひたい。

○説明員(市川晃君) お話ごもつともございまして、実は本年度におきまして、非常にこまかい部分は別として、各局、各財務部ごとにそれぞれ未利用の場所を中心いたしました、何と申しますか、カードの収集と申しますか、これは一体どういう方向へ向けた

らしいかというようなことを内容とい
たしますリストを整備する予定のも
とに、ただいまやっております。で、
仰せの通り極力住宅の敷地に向けてい
くべきものを、その中から努力を重ね
て選んで参りたいということは、仰せ
までもなく十分やっておりますのでご
います。

○栗山良夫君 なぜ私そういうことを
申し上げるか申しますと、最近住宅
地の底地のために異常な住宅用地の高
騰で、都市の周辺というものはすばら
しい。ですから、国がこういう膨大な
土地を所有しているわけですから、そ
ういうものを大量にそれは放出せられ
て、なるべく安価な値で放出されるこ
うなことが、住宅用地の価格の暴騰に
対して相当な調整的な役割を果すので
はないか、こういう工合に思ふから、
それで申し上げた。大体趣旨は了承さ
されたようですから、そういう工合に
一つ御努力願いたいと思います。

それからさらに、この合同庁舎の構
想なんです、合同庁舎というものは、
大体どの程度に庁舎というものは合
をさせるべきか、その辺の構想という
ものはお持ちになっているのでしう
か。たとえば中央官庁でいえば、省ご
とには少くとも一つのものにまっ
てしまふ。あるいは出先官庁という
ものは一つの建物におさめてしまふ。そ
ういう基本的な構想というものは大体
どういうふうにお考えになっているの
でしう。実は私は、これは持論なん
ですけれども、今作っている第三丸ビ
ルですね。ああいうでかいものを、ま
あ、あれも国の金でやれば大したこと
ではないのでしうが、ああいうものを
を大手町なら大手町の庁舎にこしらえ

て、もう東京にある、あらゆる政府機
関というものは、全部そこへ入れてし
まう。そうすればあとは全部あいてし
まうわけですね。その土地建物が……
非常に国民が役所という接点する
上においても便利がいいし、公務員の
方も便利になるし、すべてについて便
益が多くて、害の方は少ないと思うの
ですがね。そこまで踏み切っておやり
になる用意があるか。そういう点をお尋
ねしたい。

○説明員(天野四郎君) 庁舎をなすべ
く合同して作ろうという合同庁舎の考
えは、官公庁施設の建設等に関する法
律に出ておまして、これは建設省の
方で大体所管しておりますので、私
の方で合同庁舎の希望をこのようにす
るとか、どうしようというところは、あま
り申し上げられませんが、なるべく
し考え方をいたしましては、なるべく
合同して大きなものを作るべきじゃな
いか。ことに土地を高度に利用いたし
まして作ります上にございましては、な
るべく合同して作った方がいいかと思
います。ただ中央と地方とは、やや事
情が異なりまして、中央ですと、たと
えば人事院ビルなんかを各官庁にな
りますと、あそこにはいろいろな各省、各庁
が入っておりますのでございまして、
も、どうもなかなかお互いに管理面
におきましてうまくいかない面がござ
いまして、あるいは中央はこれは各省
とに一つの庁舎を作った方がいいかと
いう考えもございまして、この点はこ
れから審議会等を作りまして、各方面
の意見を聞いて、また各省の意見を聞
いてきめていくべきかと思ひますが、
地方におきましては、これとは逆に
小さい出先機関がたぐさんでございま

から、こういうものは県庁庁舎に匹敵
するほどの大きなビルを作りまして、
そこへいろいろ集めてもいいのではな
いかと思つておられますけれども、しか
しまた各省にも言い分がございまし
て、たとえば税務署とかあるいはまた
検察庁、裁判所、こういうものは他の
方と一緒にされては困るとかいろいろ
な意見もいろいろございまして、今
後極力各省間で話し合つて、こういう
点は将来のために意見の調整をはから
なければならぬと思つております。

○栗山良夫君 今のお話の言葉の中
で、人事院ビルのごとく今いろいろな
役所が入り過ぎていて管理に非常に困
るというお話がありました。これは
実際に私も経験してはいたが、これは
弁だと思ひます。たとえば最近東京
に建てている大ビルディング、あそこ
の中に何百という会社が入つておしま
す。これは完全に人格を異にした会社
が入つていて、しかも秩序整然と管理
が行われておる。エレベーターを使う
にしても何にしても。同じ国家の祿を
はみ、国家公務員の集団である役所
が、一つのビルの中の管理ができない
というふうなことは、それはおおよそ
答弁にならないですよ。そういうこと
があれば、これはもう少し、どうして
そういうことになつておるか、そこま
でとやう私は申し上げませんが、そ
れでは答弁にならないのです。

それから、第二に、これは委員長にお
願ひいたしますが、建設省のそれが責
任者ですか、こういうことは。ちよっ
とおいで願つて、その点はただしてお
きたいと思ひます。

○説明員(天野四郎君) 建設省官制局
長でございます。

○栗山良夫君 ちよつと一つ連絡を
とつていただきたいと思ひます。
それからこの統計の数字を私ずつと
拝聴しております。たとえば現在の坪
数、東京都で申しますと四万四千五百
六十一坪、合同庁舎等使用面積という
のは一万六千坪、そのパーセンテージ
をとりますと、四万四千五百六十坪の
三六%が留保されることになる、合同庁
舎用として。ところが、建坪数からい
いますと、東京都の場合は三万七千二
百二十三坪で、合同庁舎の方は五万
一千三百七坪ですから、だいぶふえてお
ります。ところが大阪になりますと、
そんなに坪数はふえなくて、しかも供
出の方は留保一八%、若干ふえてい
るわけですね。それから、札幌では一六%、
仙台だと二二%、名古屋だと二六%、
金沢三五%、これは私、今こゝでちよ
つと計算したのですが、広島七%留保、
それから高松四三%留保ですから、半
分ちよつとしか出ない。それから福岡
三七%、熊本四〇%、横浜四六%、京
都が四五%、神戸が二五%、合計で先
ほどあなたが申した二二%にな
る。そこで、ここで疑問が起きてくる
のは、建物の坪数の方はそう大してべ
ら極大な変化がないのに、留保す
る方の土地というものはどうしてこう
いうパーセンテージに大きな開きが出て
きたかという疑問が起るわけですね。そ
うすると、大体、合同庁舎というもの
は何階建てで作ろうとしておられるの
か、これが一つの疑問になるのです。た
えば熊本の例なんか取りまして……
熊本ではなく、もつとい例は高松、
高松の場合では、建坪は現在八千三百
十三坪、合同庁舎になったときの延べ
建坪数八千四百三十一坪、ちよつとも

高層建築になつていないのです。土地
の供出は、留保が四三%ですから五
七%を住宅用に回すことになつてい
るわけですね。

○説明員(天野四郎君) 高松でござ
います、この八千四百三十一坪は延べ
坪でございまして、その上の二千坪が建
坪でございまして、立坪坪は四二%
でございまして、それで現在の八千三百
十三坪に対して、四千五百四十八
坪が建坪でございまして、大体半分
くらいでございまして、一八二%でござ
います……失礼いたしました、先ほ
どのは四二%でございまして、これは
四・二倍ということになるわけですね。
こちらの方は一・八倍でありまして、
二階足らずというふうなことで、幾分
高くなりますが、これは建築基準法に
いろいろきまつております。たとえ
ば、都内では高さ三十メートルまでと
か、あるいは、これだけのスペースが
回りにある場合には四十メートルまで
はいいというところが、いろいろきま
つております。その最高限度までは都内
においては作ることになるだろうし、
また地方におきまして、まだそれほど
高層な建物じゃなくて、あるいは四階
か五階ぐらいでいい場合もございま
して、四十メートルないし三十メートル
ということになりまして、八階あるい
は九階ということになりまして、その
地方々々によつて違ふと思ひます。それ
ども、ここにあげました数字は一応
の、短時日の間に大体目安をつけた程
度でございまして、これを何階建てに
するかというふうなことは、これは法律
にもございまして、建設省で考へ
ることになつております。私の方で
は所要坪数だけをはき出すわけで

でございます。

○栗山良夫君 それは私が資料をお願いするときに、大へん出しづらい状態にある、資料その他の関係で……、そういうしはば御連絡があったのを、無理に、一つの構想を出していただきたい、サンプルを出していただきたいという前提のもとにお願いしておりますから、別にこれがコンクリートであるとは私も考えておりません。そういう意味で質問を申し上げているわけじゃないのです。ただ問題は、同じ、土地があり、建物が建っているものを、合同庁舎に整理をする場合は、あるところは留保する土地が三六％である、仙台は一二％である、広島は七％である。ところが福岡にいくと三七％、高松にいくと四三％、熊本、横浜も、そういう工合に非常に高率になっておりますが、これでは、せつかく合同庁舎を作つて、なるべく空地というものを住宅用に回そうという根本の考え方がないものか、徹し切つておらないのじゃないか。かりに机上計算をする上においても、そういうことに徹し切つていないのじゃないか、こういうふうには私は考えるのです。その点はどうですか。

○説明員(天野四郎君) これは建築基準法にいろいろと、敷地の建築率と申しますか、そういうような規定がございますので、そういうような、専門家にはじいていただいた数字でございまして……。

○栗山良夫君 それは、私、全然門外漢じゃないが、こんなに大きなパーセンテージに開きが出るほどじゃありませんよ、幾ら何だつて。これは要するに木造建じゃないでしょう。恒久建築

です。恒久建築の場合にはそんなに大きな予備のスペースを必要としなから、その点はそれじゃあ、建設省の方が来られたときに何うことにしますが、せつかくやられるならば、やっぱり計画というものは徹底してやられた方がいいと思うのですが、そういう意味で、ちよつとこの表を見して不思議に思つたからお尋ねをしておるわけですね。大蔵省においてもその点はよく理解をして、今後の折衝に當つてもらいたい、こう思います。

○天田勝正君 私は、今、栗山委員が最後に触れた点を、実はちよつと先ほど来質問しようと思つたわけですが、いずれにしてもこの法律の趣旨は、今日住宅地に困つてゐる人の救済の一助にしよう、こういうことは、はなはだけつこうであります。しかし、この住宅地を提供するという観点から必要であります。逆に、栗山委員も触れましたけれども、国民の側からも、国の庁舎、地方自治体の庁舎も同じでありますけれども、一カ所ほど何しろ便利なので、望ましいわけでありまして……

そこで伺いますが、とりあえず地方の、国の出先機関がそれぞれ県庁所在地なんかには大抵十以上ある。そこへもつてきて、仙台とか、広島とか、名古屋とか、いわゆる各地方の中心都市とか、こういうところには、またその上位の役所が十幾つ、大小ともある、こういうことなんですね。そこで、この大きなところに一本にまとめてしまつて、不便だといふことは、これはまた一つあとでお聞きしますけれども、とりあえず中都市といひますか、普通の県の県庁の所在地

地からいふところをサンプルに一つ合同庁舎をやつてみる、こういうことが必要ではないかと思ひますが、すでにそういう計画はなされておりますか、いかがですか。

○説明員(天野四郎君) まだそこまで考へておりません。

○天田勝正君 先ほど栗山委員の質問では熊本に幾らとか、高松に幾らとかいう話があったので、もうすでにその計画は進んでおつたと思つておつたわけですが、それはそうすると、今度のこの法律によれば、とにかく中央官庁だけをまず実施しよう、こういうお考えですか。

○説明員(天野四郎君) 中央地方を通じまして国のいわゆる特定庁舎につきましても、この計画を実行したいと思ひます。この計画を先行したいの御審議をいただきまして通りましたら、委員会を作りまして、その委員会に各省方々も集まつていただきまして、そこで御相談いたすことになつておきますので、今ここで私は仙台を先にいたすとか何とか申しますと、将来そういう審議会に際しましてさわりになるといけませんから、私もどしてはまだ決定しておらないわけでありまして、しかしやはりやるのは、中央ばかりでなく、地方も重要なるところからやつていきたいと思います。

○天田勝正君 そうすると、千葉なら千葉という中という原庁の所在地で、むしろ小の方かもしれないけれども、そういうところで、食糧事務所もある、農林省の関係も統計事務所もある。通産省の出張所もある。また大蔵省の管財局の何か出張所みたいなものもあります。こういうものもやはり

りこれは一緒にされるわけですね。

○説明員(天野四郎君) おいおいそういうことを考へていきたいと思つております。

○天田勝正君 これはかりに県庁に高層かつ永住の建物が実施されないまでも、一カ所に集まつただけでも、住民には非常に便利であるのみならず、これは同じスペースの土地を使うということを使うのじゃないのですか、かりに同じスペースの土地を使つたにしても、今度はそこに働く人々の保健上にもきつめていいし、その面からも能率が上がる。こういうことも考へられるので、やはり急速に集団化だけは早くしていただく必要があろうと思ひますが、これは課長に聞くのは少し無理な質問かもしれません、どうなんですか。政府の考え方というのはいかにこの委員会で述べられましたか。

○政府委員(正示啓次郎君) 大へん遅れて参りまして、ただいま天田委員からの御質問まことにごもっともと思ひます。われわれもこの官庁の庁舎につきまして、できるだけこれを集約化する、あるいは集団化するというような方向につきましては全く同感でございます。たとえば税務署に行く場合と、それから財務部へ行く場合、それぞれ一般の国民の方々に自転車なりその他の交通の利便を非常に工夫されまして、税務署に行つて何十分待たされたというのをよく伺つております。これを一カ所で済むような工夫といふことは当然国として考へるべきものである、かやうに実は心得ておるわけでありまして。ただ遺憾なことには、御承知のように終戦直後に旧軍の施設

等を利用いたしまして、まだ役所があちこちに散在いたしております。全体の庁舎の三分の二というのは木造の非常な平面的なものになっております。これにつきましては、今申し上げました御意見のありましたような方向で、できるだけすみやかにこの集約化をいたし、一カ所において大体の用務が果せるようなことをやつていきたいと思つております。ただこれを全国一斉にやるということについては、なかなか困難でございまして、差し当たりたとえば東京の大手町地区、先ほど御説明申し上げたと思ひますが、また地方でございまして、大体ブロック官庁、たとえば大阪というふうなところは各省の出先機関の中間的なブロック機関があるわけでございますから、これを総合庁舎にしよう、こういう順序で考へておまして、そのほかにつきまして、一挙に右のような構想を実現するといふことは、なかなか諸般の財政の問題がありましてむずかしいのでございまして、漸次その方向に進みたい、かやうに考へております。

○天田勝正君 正示局長のお話で私も財政的には当然漸進主義で行かなければならないと思ひますけれども、そこでやはりこれが住民にとつても國にとつてもいいのだということには、大都市の集団官庁を作つたことはなかなか経費の関係で困難でありまして、うから、小都市で一つサンプルを作れば、こぞつてこれにならうという形が出やせんか。で、そういう構想があるかどうかといふことを先ほど伺ひしたわけですが、まだ審議会の関係があるからといふことで、ここの言明を、課長は避けられたやうであります。

その構想があるかどうか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは私は少くともこの法律を通していたいただきまして、庁舎等調整審議会ができました、最初にやはり取り上げるべきテーマである、こういうふうな考えております。その点に關しまして、はっきり思ひ出しましたが、かつて下関に県庁、税務署等一つの庁舎にまとめるという構想がございました、これは最近のことと申しますが、今のような趣旨から私非常にけっこうなことである、ことに下関でそういうことを一つのサンプルとしてやってみることは非常に好ましいことと申すことは、記憶しております。これはできたはずであります。それから札幌につきましては、これは大矢先生お詳しいのですが、やはりそういう構想がありまして、札幌にはある程度そういう構想で進んでおります。今後ともこの庁舎等調整審議会におきまして、今のような御意見も十分私どもとしては心にためまして、そういう方向に持っていくこと、かように考えております。

○天田勝正君 これも局長にお聞きするの、どうも筋違いかもしれませんが、私戦後見てもあります、各地へ出張してみても、よその県でもそう考えられるのみならず、私の埼玉県などを見ましても、まことに分散しているのです。かつて裁判所と検察庁はここでもこれは同じ構内にあって分れて管理された。ところがもう戦後はこれが検察庁というと必ず別のところに建てられて、さらに郵便局と電報局、こういうようなものを見て、ますます離れてわきわき作っているのです。

す。これはごく最近の例ですが、私の熊谷市においてもしかり。昔は利用するの、まことに便利であったものが、とんでもないところに行つてしまつた。こういうことでありまして、この実例は、これは局長に聞くのは無理ですが、私は初めに断つてあるのですが、こういう点はどうかなんです。役所同士の連絡がわかりやすくなっていると思ひますが、行政管理局ではこういう行政指導をやらないうのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 大へん適切な御質問をいただいたのですが、実は私先年主計局で次長をやつておりましたときに、裁判所と検察庁の火災復旧の予備費を要求したことがあります。そのときに私は条件をつけまして、裁判所と検察庁を同じ建物の中に入れておけば、予備費の要求は認められないというのを申したことがあるのであります。ところがどういふわけか、これは法務委員会その他の問題でもございまして、裁判所と検察庁を同じ建物に作ることはできないのだということ、とうとう隣接したままにして、しかしながら別個であるという変な形をとつて復旧したことを記憶しております。私はどうもこれは戦後の一つの大きな、裁判という形が非常に立法、司法、行政という形におきまして、形は非常にこじつたものになつたやうでございまして、ことに裁判所の建物につきましても、先年国会におきましても、非常にこれはばいであるといふことで、いろいろ議論になつたことを記憶いたしております。われわれといたしましては、今度この法律を作りました機会に、今のような場合に、きましても、十分民意をも反映いたし

まして、今回御承知のように官庁だけではございせん。いろいろと民間の御意見も取り入れまして、ほんとうに公衆の利便という点から考えまして、ただ単に形を整えるというだけではございせん。ほんとうに血の通つたやうな行政ができませんように、また裁判所にいたしまして、できる限りそういうやうな趣旨に沿えるやうにやつていきたい。ただ遺憾なことに、いろいろそれのお立場がございまして、なかなかわれわれの言うことだけでは通らない場合もございまして、御趣旨のやうにやつていきたい。今非常に、私も昔そういう経験のあることを一応お答えをいたします。

○天田勝正君 まあ検察庁、裁判所と場所じやない。僕ら大いに利用させられた方の一人だが、あの当時からいって、われわれの当時は編笠をかぶつて、あの構内を歩いてゐるならまだしも、その遠く離れた所を鎖でつながれて、編笠をかぶるのを近ごろやめて、町を歩いている。これは本人だつてもいやだろう、のみならず、何です、子供たちに与える影響というものは決していいものではないと思ふので、す。ですから、これは今の質問を続けるといふやうなもので、ぜひともこういう法律ができたならば、そういう行政指導もやはりやつてもらいたいといふだけ。特に今盛んに建築されて、どこの都市でもそうですが、これは電々公社は公社である、郵便局の方は特別会計で処理している、こういうことだから、これもまたなわ張りやむを得ないという主張をするかもし

れませんけれども、これはもとと一カ所にあつて、まことに便利であつたのだし、これだけは検察庁と違つて何人も利用する。これを全部今は特に離して作つています。わざわざ離れたのではないかと思ふ。地方の都市だと幾ら土地がないといつたところで、工夫すればあるのです、あるのです。東京のどまん中は別として、それが地方のまだ市にならないやうな町でさえも、わざわざ郵便局と電報局を離して作る。こういうことは住民にとってはまことに迷惑しごくであります、こんなのは即刻一つ行政指導で私はやめてもらいたい。これは希望しておきます。

それから国がやはりそうであるから、ついで地方自治団体も同じやうな傾向になると思ひますが、たとえば私の間江戸川区を通つてみた。まだあのあたりはさき言つた地方都市と同じことで、けっこうまとめたやうなすべ、まとめる余地はあるのです。ところが区役所はまあもとの通りあるかもしれないけれども、保健所はこれまた別の所に建てているといふやうな調子で、不便をますます増している。つまり今のこの法律の趣旨からすれば、まあ逆行しているやうな形が出ておるのです。これらに対してやはり行政指導は今現在は何もやらないのですか、かまわないのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これはまあ厳密に申しますと、国有財産の範囲は、御承知のやうに公社の財産は国有財産法からはずれておりまして、国鉄、電々、専売といふやうな公社は、国は単なる出資者でございまして、従いて、たとえば国鉄の場合でござい

ますと、国鉄の庁舎に運輸省が一緒におられまして、非常にこれは便利だと思ふのであります。同じやうなことが電々公社と郵政省との間にできないかといふやうな御趣旨であらうと思ひます。これは、これはやはりお互いに話し合ひをいたしまして、さやうな方向に工夫していただくことが望ましいと思ひます。しかし厳密な意味におきましては、やはりそういうことをコントロールできるやうな仕組み、これはある意味におきましては、国有財産の制度あるいは公社制度といふやうなもの、もう少し検討する余地があるのではないかと感じをいたします。

ただ私喜ばしい一つの例として、この際御披露申し上げたいのは、たとえば農林省の庁舎でございまして、あれは総合庁舎として建てたのであります。しかしながら御承知のやうに農林省が入りまして大体いづれになりまして、この中にたとえば林野庁が入つておるのであります。ここに建設省の管轄局長がお見えでございまして、この林野庁は御承知のやうに国有林野事業特別会計によつて経費を支弁しておりますので、あの庁舎を建てますときに、どうなるかといふことが一つのテスト・ケース的に問題になつたのであります。そのときに今のように農林省は一カ所におけるのが当然であるのでございまして、林野庁はあの建物の右翼であります、右翼の分を分担いたしまして、農林省の同じ建物の中に入るべきである、こういうことで国有林野の特別会計が分担をいたしまして、林野庁も農林省と一緒に入れまし

た。なおまた、最近海上保安庁もここに入つておることは御承知の通りであります。こういう工夫をいたしますれば、財産は一般会計であり特別会計であるからということ、それぞれ別々にしなければならぬという理屈は私はないと思ひます。これらはいわば制度の問題に結局はなりましようが、しかしながら制度は制度といたしまして、その範囲内において運用で解決ができる面は相当ありやしないか。これらの点につきましては、御趣旨のように今回の法律を御制定いただきました、庁舎等の整備審議会ができました場合、民間の方々の御意見も十分伺ひ、また国会のただいまのような御議論も参考にいたしまして、われわれとしてはできる限り運用上よくしていきたいと考えておる次第であります。

○天田勝正君 先ほど来、国有地を整理して住宅地に提供するという観点から、ずつと質疑が行われた。私の質疑の観点はこれと別であり、要するに住民の利便という観点から申し上げております。そうすると、もちろん国の庁舎もなるべく一緒にあったほど便利なのは申すまでもございせんけれども、それが中央にまで来て、国鉄、公社、それから郵政省、運輸省、こういうものに、国民全部が利用するかというのと、それは利用しない。ですから一部の人間ということになります。末端の方は全部の人が利用する。それでさっき電報局と郵便局の例を引いたわけなんですけれども、こういう末端のだけれどもが一人残らずと言つていくらい利用する役所が、今日ますます別々になりつつある。今建築されておるのは、私の見たところでは、もとの通り

一カ所というところが一つもありません。しかもそれぞれ新しい土地を獲得して、それで、それぞれ二階ぐらいのものを建てておる。これをもし二つ合わせて四階にしたって、もう非常にこれは便利なんです。ですから、せっかくこの法律が通るならば、きょうな行政指導をもつてやらせてもらいたい。こういうことは一ぺんにはできないならば、サンプリング的なものを選んでやつていただきたいということをお願いしておきます。それに今ここで江戸川区の例を上げたけれども、こういうところは、土地がないわけじゃない、必ず工夫すればできる。それがそれぞれみな別々に建てられておる。こういうことで、それは区民といふものはおそろく、保健所、区役所といふものは、ほとんど全部が利用する。こういうものが行き先が別だ、福祉事務所も別だから、生活困窮者はそつちへ行つて手続きをしなければ保健所に行かれない。そういうおぼろしいながら役所に行かなければならぬ人のための利便をはかるのが、私は生きた政治だと思つておるのです。ところが保健所はともないところにある。こんどは福祉事務所は向うにある。こういうことで、相談したり、片方にかかたり、係がいなかったり何だのいって、三日もかかる、こういうこととなる。ですから中央がたとえ地方の役所関係で是正するならば、地方自治体の方でも右へならえするだろう、またそれにさらに行政指導をいたすならば、まことに国民の利便は増進する、こう思ひますので、それらを配慮されたいことを一つ要望いたしておきます。

○栗山良夫君 今、局長来られたから、一つ伺つておきますが、先ほどの法案の問題について二、三私お尋ねをいたしました。そこで私が非常にいい構想なんだけれども、着手をしていく時期の問題で、なかなか効果を上げにくいのじゃないかということを一心配して、いることがあるのです。それはおそろくこれ全国一斉に同時にやるわけにいかないことですからね。非常に時期の問題で効果を上げにくいのじゃないか。実は今年の一月、私新潟である方面へ行きまして、身をもつて現地の事情を承知してきた。それで私熟慮を入れているわけなんです。こういう話があった。ある本庁の出先機関の役所、これは大蔵省系統ですがね、実にみすばらしいところに事務所を借りて入っているわけです。これは玄関があつてないやうな美にみすばらしい。そこで本庁へ交渉をして、何とか国有財産の土地に庁舎を作りたいといふので、一生懸命運動をしたといふことで、そのときに、それと同じ大蔵省の系統の役所にも話をして、出先機関に話をし、ぜひ一つ一緒に作るうじやないか。いわゆる合同庁舎です。ごく狭い意味の大蔵省の出先機関だけの話です、二つだけの。ところがどうもそれが、その話が整わないで、大蔵省の本庁の方も予算措置を、そういう意味でなかなか首を縦に振れなかったらしいのです。そういうことで、それが今度は火急な、仮住まいをしている方からというので、予算が大体取れそうだという情報が入ったところへ私行ったのです。そういうことは今この法案を出されるあなたの方の考え方

というものは、おおよそ似ても似つかないことなんです。現地でそういうことが起きておるのです。おそろくこの法案を作つても、おそろくそういうことは残ると思ひます。現地で、各方面に、そういうことをどうして調整するか、これが一つ私には問題だと思ひます。これをどうされるか。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいま栗山委員のおおげになりましたのは、おそろく大蔵省の中であつたならば税務と財務、二つの系統の出先機関があるわけでありまして、税務は国税庁、財務は官庁地方課というように、中央の責任がそれぞれ違つておりました。また予算の上におきまして、それぞれ科目が違つておるわけでありまして、まあそういうところから起つておる非常なばかげた現象の一つをおおげにいたしたいわけであります。われわれはまことに恐縮に存するわけでありまして、私どもは今までもそういうことのないやうに、できるだけ配慮をいたしておるものであります。ただ非常に困つたことには、御承知のように税務は戦後相当、率直に申し上げて、非常に重い税を取つておるというふうなことから、国税庁という一種の外局を作りました。また予算等の上におきまして、ある程度優遇されて参つておつたかと思ひます。最近必ずしもそうじゃございせんが、沿革的に申しまして、さういふことで庁舎等も税務署の方は納税者の方々にあまり御不便をかけないやうに早く整備をしようじゃないかと思ひます。これに對しまして財務部の系統は、とかく国有財産があるものだから、まあ国有財産に入つておれば

いだらうということ、非常に整備が遅れておつたという沿革的な理由が一つ。これを一挙に合せるということがなかなかむずかしいのでございまして、ことに最近のように官庁の庁費でありますとか、あるいは官費が非常に窮屈になっておりましたので、予算の制約等もありまして、仰せのやうな、ちよつと御理解いただけないやうな現象が起つておつたと思ひます。であります。そこでこれは別個の見地から、金ばかりのむだづかいという意味じゃなく、やはり土地を有効に使う、あるいは管轄をいたすならば、ほんとうに十年二十年、なお百年先をも考へて、むだのない管轄をいたす、こういう配慮が今でも率直に申し上げて私は欠けておつたと思ひます。まあそう申してはあれであります。終戦直後に建てられました建物といふものは、そういう配慮が非常に欠けておる。これはまあ地方だけじゃなくて、東京都内にもそういう例が非常にたくさんあると思ひます。そこで今度の法律によりまして、官庁庁舎の整備審議会というものをお作り願ふ意味とか、今申しましたやうな予算の制約とか、これは沿革的にちがはなくなつておりますが、さういふ事柄の上で、全然別の角度から土地を有効に使うとか、官庁の能率化、一般大衆の利便といふこと、あるべき庁舎のポジションをどうするかといふことを、さういふ見地から御審議願う。さういふことで予算の要求もしてもらふ。要は今まで欠けておりました配慮を一つ加えていただくといふやうなことでございまして、おあげになりました事例につきましては、まことに恐縮でござい

が、今後はさようなことが起らないように工夫していくつもりでございます。

○栗山良夫君 今の事例はほんとうにサンプルに申し上げたわけでございますが、それは対象にならないのでございまして、誤解のないようにお願ひいたします。それから特に私がはつきり相手の役所を言わなかったのをあなたが指摘して言われたんですが、実は逆なんです。それは実際を言いますと、財務部の方が予算は取れたんです。そこで一緒に作ろうといったところが、税務署の方がちよつと乗り気がなくて、待つていられて、財務部だけが予算を取って、別個のところに作ろうということですから、別に税務署の方が潤沢に予算が容易に出た例ではないのです。これは逆ですから、そういう工合に御理解をお願いしたいと思います。

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) 速記を始めて下さい。

○栗山良夫君 そこで建設省へお尋ねをする前に、もう一問だけ大蔵省にお尋ねをしておかなければならぬのは、今あなたが申し上げたように、庁舎を合同するにしても、なかなか建物の管理その他で工合が悪い、やりにくいということをおっしゃった。また課長も先ほど私がそういう質問をいたしましたところが、実際、ビル管理の上で困る点があつて、なかなかできにくい問題があると、こうおっしゃられたが、それは答弁になりませんか。今東京駅を中心としてできておる大ビルに、おそらく何十何百という会社が入つておるのに、それがきわめて秩序整

然と管理が行われておるわけですが、エレベーター一つにしても、それを同じ稼働をばんでいる国家の官吏が管理ができないということとは答弁にならないといふことで、私は苦言を呈しました。

まあ苦言は苦言として、長い間の役所のならわしもあるし、官庁の組織も違ふこととてございまして、こういう合同庁舎のようなものを作つて、あらゆる役所を一つの建物に収めようといふことであるならば、やはり役所として、そういう建物だけを管理をして、その所を貸すような、そういう特定の機構というものをやる必要はないのですか。そうすればたとえ丸ビルにしても、あれは丸ビル会社というものがあつて、そうしてあれだけ多くの会社に事務所を提供しておるわけですから、さらきわめて管理というものは整然と行われるわけですから、そういうやはり構想というものを役所が持つべきだ、合同庁舎をやることは、そういうふうには考えますが、いかがですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは栗山委員からただいまお示しになりましたのは、確かに一つの御着想でございますが、実は、政府内部にもそういう構想がございまして、官庁庁舎の管理公団あるいは管理公社というふうなものを考えたかどうかという具体案が出たことがあるのであります。ただ、これに對しまして私どもは実はまだ現実にそれを実現する段階に至っていないのであります。実はその構想に至る一つ前の段階かと思ひますが、これは前の国会におきまして、国有財産法の一部改正をお願いいたしました、この二つ以上の官庁が入つております庁

舎の管理につきましては、総括大臣である大蔵大臣が、そのうちのどの省庁の長が当該庁舎を管理するかを指定することができるといふ規定を入れていただいたわけでありまして、まだ、これが実はあまり効果をあげていない点があるもので、先ほど来もお答えを申し上げたことと思ひますが、たとえばここに建設省の管轄局長がお見えでござい

ますが、私どもは建設省が今入つておられる人事院ビルでございまして、ぜひともこのビルディングの管理上、今あつたにはいろいろな役所が入つておられるのであります。ほんとうに管理の能力を持つておられる方に管理をしていただくといふことをまずやってみたいといふふうな構想をもちまして、先ほど申し上げたような法律の改正をお願いしたのであります。現在人事院総裁がこれは管理しております。ただ問題はできますれば、予算を管理者に一元的につづけたのであります。これが今栗山委員もおっしゃいましたように、長い間のしきたりがございまして、各省各庁の庁費でございまして、なかなか予算の組み方がむずかしい、そこが一つのボトル・ネックになつております。しかし私どもはこれにたゆまずそういう方向に持っていきたい。それで大体今お示しのような特定の機関を作るといふ前に、雑居的に二以上の大臣が入つておられるような役所の管理権を、一つの大臣のもとに集めるといふようなことをやっていたい。その点は幸ひにして大蔵省ビルディングは大蔵省と外務省が入つておるのであります。一応大蔵省が管理をしておるような次第でございまして、先ほど実例にあ

げました農林省の総合ビルディングは、農林省と海上保安庁が入つておるのであります。大体農林省が管轄いたしております。私どもは一つの将来の方向としては考えてみたいと思ひますが、差し当り今のようなことで、せつかくこの前改正していただいた国有財産法を活用していきたい、こういうふうな考えでおります。

○栗山良夫君 そこで話は一歩前進するが、現在の構想、あるいは現状程度のこととはそれでいいわけですが、これは建設省にお尋ねしますが、私はこの法律案の構想には全面的に賛成しているのですが、賛成している根拠は、住宅用地その他になるべく国有財産を提供して、土地の高度利用をはかるという精神ですから、問題は今も資料をもらひました。問題は、これはダブリますから申し上げませんが、大蔵省から大づかみに東京からずつと全国の主要都市の合同庁舎の構想を出していただいた。そうすると、現在都市建物のあるその物件と合同庁舎を作つたときの土地の面積、そういうものと比較いたしますと、留保坪数、要するに住宅等に提供する分を差し引いた留保坪数のパーセンテージが実に区々まちまちなんです。同じ高級建築をやるわけですから、その前にこんな区々まちまちな計画は、計画であつて計画でないといふことを私は申し上げたいのです。たとえば一番高いのは、留保の一番高いのは横浜の四六%の留保です。一番低いのは広島で七%、これはずいぶん空地があるのだらうと思ひますけれども、七%、一六%、一八%とい

うのがあります。大阪、札幌なんか。従つて合同庁舎を建てるならば、そんな大きな庭園なんか必要としないでしょうから、やはり留保する土地というものの一応の基準を設けて、これは進めるべきではないかという私の意見です。これに對してお答え願ひたいといふことが第一点、それから第二点——あとから伺ひましょう。

○政府委員(小島新吾君) 合同庁舎の構想は、実は数年前から官庁管轄法に盛り上げられております。このたびはまたそれが国有財産の特別会計といふことで、管理処分問題と合同庁舎との関連性がございまして、ますます合同庁舎の実現ができることは、われわれとしてもけっこうに思ひます。ただいまの御質問は合同庁舎にした場合の建坪と敷地の割合といふことかと存じますが、これは大体基準法で、地域別になつておりまして、大体その所要の建物の坪数と敷地の割合がきまつております。地域的にいろいろ差がございまして、一律にはできないと存じております。

○栗山良夫君 それは知つていますが、それがこんな大きな開きにならないといふことを私は申し上げておるのです。大よそ繁華街ならば二割とか三割とかきまつておるでしょう。それだけ余裕があればいいので、それ以上に余裕をとる必要はないじゃないかといふことを申し上げておるのです。

○政府委員(小島新吾君) 実は私この表を初めて拝見するので、詳しく御説明ができませんのでありますが、もちろん合同庁舎を建てた場合に、基準法

をもととして適正な用地を残すということ、今まで現に合同庁舎を各地に建てておりますが、方針はそういう方針でやっております。ただやはり官庁となりますと、自動車の出入りが多うございますので、パーキング・スペース、そういうものが必要になりますので、多少民間のビルあたりの用地と建物の回りの用地、空地に対しては多少広くなるのが実際でございます。

料なしに審議できない。何か一つの思いつきの構想でもいいから主要都市のものを出示してもらいたい。こういうので出してもらった。無理に出してもらった資料ですから、そういう意味で、数字の内容にこだわってどうこう申し上げておるのではないのであります。ないけれども、もの考え方で、こういうのじゃ困るじゃないかということを申し上げておる。東京のど真ん中で

な誤まりもなきにしもあらずでございますが、そういうふうには何といえますか、短時日の間において各財務局からそういうようなことでとった資料でございますまして、その点あるいは御満足のない点もあると思えます。

うことだけでいい。住宅公園のやっておることそのまゝやりになればいい。そういう構想で進みになることができないのかということを上げておる。これは地方も同じことです。出先機関のこと場合も同じことです。

そういう構想でやるのだということをきめていただければ、おのずから長期計画というものは私は立つと思うのです。そうすれば、恒久建築をやるときには、一応ちょっと木造でがまんしていろいろと、そういうことで納得もさせ

○栗山良夫君　それじゃあなた見て下さい、東京都の場合、敷地が一万六千坪でしょう。建坪が九千三百六十一坪ですね、これは二倍までしません。ところが高松にいはば、二千坪の建坪に対して六千坪とっている。それから熊本にいはば一千六百坪の建坪に対して四千八百坪、こういうなことは必要じゃないじゃないかということを申し上げているのです。

あつて、日本で自動車の一番の密度の高いところで、しかも一番出入りの多い中央官庁で、九千三百六十一坪の建坪に対して一万六千坪あればよろしいということ、これは二倍ですよ、大づかみに見たつて。それなのに、いなかになれば、それ以内でいいということじゃないですか。これは建築基準法で十分これで間に合う、その辺のことを申し上げておる。私の言うことはわ

わずかな端坪が出た場合、処分してい
けというようなことは私は申し上げる
意思がないのであります。一応せいた
くにはわたらぬ程度に公共建築をする
のですから、別にその中に庭園を設け
る必要もないことです。従つて、や
はりできるだけ切り詰めて、彼所の仕
事に不十分でないような程度のこれは
基準というものを設けて、そうしてそ
の土地の処分、合同庁舎の建築とい

ございますが、これもわれわれの方で数年前から計画しておりまして、幸いにあそこが国有地が多いのでございます。そこに出先官庁のいろいろの現業官庁のばらばらになっておるものを集めようという構想で、おとしの国の地の官公庁施設ということで都市計画の中に取り上げまして、そうして国の建物の集約立体化をはかって、今計画

は、それは運用のことになります、審議会ではそれはやるでしようけれども、そこまではつきりときめておやり願えるかどうか、ここのところをこの委員会で、この法案を審議するときに、これははつきりお約束できるかどうか確かめておきたい、こう思うのです。

○政府委員(正示啓次郎君) これはひとりで大蔵省だけの問題でございませう。都市計画、管轄という意味におき

○政府委員(正示啓次郎君) ちよっと栗山委員にお断り申し上げておきますが、実はこれは国会の御要求がございまして、管財局で一応私どもの見地からは、まあそう架空のものではないという考えで作ったのでありますが、建設省の方へ御相談するまだ段階に至っておりませんので、法律も御了承願っておりませんし、建設省の方へ十分連絡がとれておりませんので、あるいは

かっていたでしう。
○説明員(天野四郎君) 碓加によくわ
 かりますけれども、これはたとえば、
 仙合なら仙合にいたしますと、仙合は
 これは建坪が千六百坪になっておりま
 して、そうして土地は二千坪になって
 おりますが、たとえば、その所要坪数
 がこれは倍にいくといたしますと、三
 千二百坪もなければいけないわけであ
 りますが、たとえば三千二百坪の土地

ことをやっていただきたいということ
なんですよ。

それから第二の質問としまして、こ
ういう非常に悪い切った構想をやる場
合には、中途半端なことをやるべき
でないとは私は思うのですよ。たとえ
ばここに東京で申し上げますと、大手町、
麩ケ関、木挽町の三地区を選定したと
ありますが、大手町のあの土地という
のは大へんな土地です。ですからあそ

をいろいろ練つてゐる最中でありました。
○栗山良夫君　なぜそういうことを私
しつこく申し上げるかといひますと、
最近役所の建物も漸次木造から鉄筋
あるいは鉄骨に移りつつありますね。
従つて小じんまりしたものがあちらこ
ちらにできるといふと、それを処分す
るにしても、やはり建物というものは
ある使用目的によつて設計して作りま
すから、処分するといふと、もう叩き

まして建設省、また首都につきましては首都圏整備委員会というふうに、それぞれ各省庁にまたがっておる問題でございしますが、私も今回法律を出しました基本の趣旨におきましては、ただいま栗山委員の仰せの通りでございします。ぜひとも今まで非常にばらばらで、しかも土地の利用効率等が非常に低かったわけでございますから、これをできる限り能率的な手段、しかしし

小島局長にここで御説明願うのは非常に
お困りかと思ひますので、私はその
点だけをお断り申し上げておきます。
一応私どもといたしましては、出先の
財務局の方から資料をとりまして提出
をいたしております。

○栗山良夫君 それは私お断りしてい
るのです。これは私が無利に……、こ
の法案を審議する上に何ら具体的な資

団地がない場合、そういう場合は、あるいはこれをまたよそに建てるかあるいはまたそこに何とか建てるとか、利用しなければいけないし、それぞれ各財務局におきまして、建築基準法の制限等を考慮いたしまして、大体どの辺にどういう団地があったらというふうにして計算いたした次第でございます、従つて、いろいろとそういうよう

これができるならば、建設省の手で第三丸ビルか、あるいはそれよりも大きくてもかまわないですが、そういうでかい合同庁舎を作って、あらゆる東京の官庁はこれに全部収容してしまう。そのときに私が先ほど局長に申し上げたのが、そのビルに対する監理の公社を作ったらいいいじゃないですか。そうして各省はそこに間借りをして入るとい

売りというようなことをしなくちゃならない。非常に不経済なことになります。従つてやはり基本構想というものはつきりきめて、将来合同庁舎というものは、地方でいえば県庁の所在地に、中央の出先機関を全部集めてしまふのだ、先ほど申し上げた司法関係は別に議論があるかもしれませんが、そういうものを全部集めてしまふのだ、

ながら法律の規制ということを、やらない前に、各省、各庁あるいは公社その他の地方出先機関とも、あるいは地方公共団体ともよく話し合いをしまして、お互いにそれぞれ制度的には違つた機構になっておりますが、しかし一般の国民の方の利便にこたえていくと云う意味においては、共通のものを持っておるわけでございますから、

さような点に着目をして、今後官庁舎の整備あるいはその立体化、集約化というようなものを進めていく場合におきましては、関係のものともよく相談をいたしまして、できる限りそういう御趣旨を実現するように努力していきたい、こういう趣旨でこの法案を立案したわけでございます。

○栗山良夫君 私の意見をあなた方に強制するわけではないけれども、できるだけ限りというよりも、本来ならば大蔵省が中心になって、部内の意見、各省の意見をまとめてもらって、閣議決定にしたら必要があると思う。今後の合同庁舎のあり方というものについて、きちんと閣議決定をして、そして各省で、先ほども言われたようになら張り争いかどうか知らないけれども、うまくいかないと、そういうことのないように、建物の管理の問題があれば、管理の問題の解決策としては、先ほども私が申し上げたことでございますから、そういうことでちゃんと一つきちんとしてもらいたい。

○政府委員(正示啓次郎君) 法律の中にも、官庁庁舎等立体化、集約化につきまして、大蔵省でとりまとめる、その場合に建設面に関する限りは建設省が立案をされまして、これが両方一体になりましたものが閣議決定になる、こういうことを法律の中にも明記いたしておるわけであります。従いまして、その閣議決定の基本の方針をいたしましては、ただいま栗山委員のお述べの御意見の通りにわれわれは心しております。

○栗山良夫君 建設省の方もそれよろしくございましょうね。

○政府委員(小島新吾君) 今のお話の通りでございます。建設面に関しては、建設大臣の所掌ということになりまして、それが閣議決定において初めて実現するわけでございます。

○委員(廣瀬久忠君) 暫時休憩いたし、午後二時より再開いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分再開

○委員(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案

国有財産特殊整理資金特別会計法案

以上二案の質疑を続行いたします。

○平林剛君 この二つの法律案については、いろいろ今日まで質疑が続けられて参りましたので、私は、最終的な意味で二、三の点をお尋ねしておきたいと思ひます。

一つは、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案は、結局、私どもが批判をすれば、特定庁舎等特殊整備計画のないままに庁舎等調整審議会にすべてをまかせることになりまして、今後の実行について、議会としてどの程度責任を持ったらいかなという点に不安があると思ひます。それから今日まで政府の方から提出をされました資料についてもきわめて不十分でありまして、実行上にまだかなりの疑問を残しておるわけであります。

そこで私がお尋ねしたいのは、この批判にたいして、総合的な計画はいつごろになったらできるか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。今回、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案を提出する

るに当りまして、われわれとしましては具体的な特定庁舎等の整備計画、これを作るような運びに至ることを希望いたしておったのであります。ところが御承知のように、予算の上におきましていろいろと、たとえば予算の提出に当りまして、特別会計というふうなものではできるだけ作らないというふうな方針等もございまして、不幸にいたしまして三十二年度におきましては、お話の通り、具体的な計画を提示申し上げることができなかったのであります。この点はまことに遺憾に存じます。しかしながら、幸いに特別会計も別途法律案をお願いいたしております。また特別会計の中におきましては、大体のところ一応の計画もできまして、歳入予算だけはお認めをいただいております。従いまして、この財源をもとにいたしまして、三十三年度以降につきましては、すみやかにお話のような計画を具体的に立案をいたしたいと考えております。私どももいたしましては、その時期としては、三十三年度の予算の編成に当りまして、その時期に間に合いますように事前に審議会等にも付議をいたしまして、具体的な計画を作りたい、かように考えております。

○平林剛君 この法律の趣旨といひますか、ねらいは、私ども大へん賛意を表しておるわけでございます。しかし、それではこの法律の構想しているところの計画全般が仕上るのはいつごろまでであるか、さき午前中に大矢委員からお尋ねがありまして、私ちらつと大体五六年くらいだというふうな意味の言葉を聞いたのでありますけれども、その答えは、議会に対して

はどういう程度の責任を持っていたか。つまり、私の言いたいのは、まだ実行上いろいろ疑問があると、今後の調整においてもかなり困難なものが含まれているから、だらだらしてしまっておそれがある、そういうことがあつてはならぬのじゃないだろうか。ねらいは正しいとすれば、できるだけすみやかにその計画を完了させるという心がまえがなくてはならぬ、そういう意味で、私は今後の完了までの計画構想をお聞きしたいわけでありまして、それと同時に、それは私どもに対してどれだけの責任を持ってもらえるか、こういうことであります。

○政府委員(正示啓次郎君) 午前中に資料を提出いたしました、十三の都市につきまして管財局の事務当局といたしまして大体考えられるところの計画について御説明をいたしたわけであります。それを大体今後五年間程度にわたって御説明をいたしたわけでありまして、これ、ただいまさきような全体の構想につきまして、これを一体いつごろまでにできるかということ、並びにその計画が国会等の関係においてどの程度の実現を保証するか、こういう御趣旨の御質問でございますが、私どもは、先ほども申し上げましたように、まず来年度、三十三年度の予算におきまして、ある程度のものを具体化していきたいということを第一に申し上げたわけであります。今後の全体の計画をいつまでという点になりますと、これは財政全体の問題に関連をいたして参ります。あなたが国有財産の処分だけではございせんし、また営繕のための経費の支出という点になり

ますと、その面だけからの希望ということによつてかなうものとも考えられないのであります。これは総合的に判断されることになり、最終的には国会におきましてお認め願ふことになるわけでありまして、私としては、ただわれわれの立場からの希望をいたしまして、今申し上げましたように、まず第一に来年度の予算において相当のものを具体化したい、そういたしまして、少くともけさほど御提出を申し上げました資料に示した程度におきましては、今後五年間ぐらいの間におもな都市につきましては、けさほど来申し上げましたような、土地の活用、公衆の利便、事務能率の向上というふうな見地から、せひとも総合的な計画を作ってもらいたいというふうに考えているわけであります。従いまして、もう一度申し上げれば、これはわれわれがこの法律を御制定いただきます場合の、法律の起草者としての立場からの希望でございます。これをどの程度までに実現していただけるかということ、は、もっぱら財政その他の全体の立場から御判断をいただきますところのまづ政府及び政府の案を御審議いただく国会におきましてお認めをいただくことであります。われわれとしては、しかしながら、できるだけわれわれの希望をかなえていただくように、この際も切にお願ひをしておく次第でございます。

○平林剛君 そのところが困るわけですよ。着想は非常によろしい。で、われわれも計画のないままに法律案を通す、通してしまつて、一年や二年はまあある程度進行する。ところが三年、四年、五年になるとしつぽみになつて、結局この特別措置法を作つて

も、当初の気がまえばどこへいつてしまつたか、わからなくなつてしまつた。そうしてまたあとで、この計画がどう進んで来たけれども、あとで御手当を何かしなければならぬ。そのときは、今度は今提出をされた趣旨とは違つたことによつて整備をしなければならぬ、私はそういう心配があるわけでありませう。そこで全般的な計画を出しなさいといふことをしきりに強く申し上げておつたわけなんです。あなただけのお話によると、提案者はそういう考えを持ってゐるけれども、あとは国会の方の御審議だ、こういうことになつてしまつた、だからこの法律提案の責任を、法律の責任を持つて。私に、全部の計画を立てて、何年計画でしかりやるといふことになれば、議会は責任を持てます。ところが、あとは何十人かの審議にまかせる。審議の方でも諮問をされるわけでありませうから、実行するのは政府である。私が指摘したような事態にならないと、だれも確認をしてくれる者がいないわけだ。この点はもう一度、あなたも、ここで法律案を通してもらひなければ、もつとしかりしたことを言つてもらひたい。

○政府委員(正示啓次郎君) 法律案を提出いたしました者といひまして、自信のないことではいけないじゃないかといふような御趣旨でございまして、その点はわれわれとしては、この法律案の起草、立案をいたしますに当りまして、一つの大きな方向といふものについて検討を加えたことはもとよりであります。けさほど来各委員の方々からいろいろ御高見を拝聴いたしましたのでありますが、私は少くとも今後

わが国におきます土地の活用の見地から、建物等のあり方、ましてや公衆の利便、官庁の事務能率の向上、こういう点から官庁庁舎のあり方というものは、これは何人が考えましても、はつきりした一つの方向があつるかと思ふのであります。そういう方向に沿つた法律案という意味において、私はこれは何人にも、大体においてだいたい私が申しましたことは、これは私どもの置かれております立場上、これを御了解をいただけるのじやないか、かように考えてゐるのであります。種々の制約を受けておられますので、その点についての御了解を得る意味において申し上げたのでございませうが、私どももいたしましては、この法律案を御制定になりまして、これによつて、今また、今朝来いろいろ御議論のありました方向において、すみやかに法律の執行の責を果すべきであるという責任を課せられました以上は、ただいまるる申し上げたような方向に、全力をあげましてその実現に努めることはもとよりでございませう。ただ率直に申し上げて、私どもとしては、それは予算その他の制約を受けておられますので、それらの制約をまうまく乗り越えてやつていくために、国会におかれまして、政府各部内においていろいろと御理解を願ふなければならぬ、こういう意味で一応申し上げたのであります。が、もとよりその方向に努力することにおいては、そのつもりで心得ておる次第でございませう。

○平林剛君 本来であれば、ここで大蔵大臣が建設大臣に来ていただいて、大臣の責任としての答弁を求めたいところでありませう。あなたにこれ以上の責任を負わせることはお気の毒でありますけれども、しかし私の指摘したところのないように十分努力を……少くともあなた今後三年、四年後にどこにおられるか、わかりませうけれども、この法律案についてはどうか責任を持つて、第一条にある目的が完全に達せられるように、その程度の責任は持つてもらひたい、こういうことを要望しておきます。

それからもう一つお尋ねをいたしましたのは、特定の庁舎等の整備を計画的に実施して、適正かつ能率的な使用をはかる場合、一般国民に払い下げ、譲渡あるいは売却をすることになります。が、この際に不正、不明朗のないような措置についてもう一度確認をしておきたいといふ、この点についての具体的な構想といひますか、考え方を再度お尋ねしておきます。

○政府委員(正示啓次郎君) 特定庁舎等特殊整備計画に関連をいたしました、一般の民間に国有財産の払い下げをいたします場合の心得をいたしました。は、さきに御審議をいただきました。国有財産法の一部改正、その他現在ご置いますところの国有財産法及び特別措置法等の関係法令の定むるところによりまして、厳正を期していくことはもとよりでございませう。特に先般当委員会において御審議をいただきましたように、国有財産審議会が法制化され、また先般国会を通じました予算におきまして、相当額の経費等をお認めをいただきまして、国有財産の管理、処分のために、非常に国会におかれまして御配慮をいただいておりますのであります。私どももいたしましては、この趣旨をよく体しまして、さき

の法律にございましたように、まずもつて普通財産処理の総合的な計画を打ち立てたい。これを大蔵大臣がよく事前に検討いたしまして、さらに国会の御審議等にも、そういうものがこれから大いに具体的に御議論願ふことにならうと思ふのであります。これによつて期するところは、今まで役所側の責任においてだけやってきましたような形にありまして国有財産の処分を、広く一般に公開をいたしまして、一般の御納得のいく形においてやつていくということが第一でございませう。

それから第二は、役所だけの考えあるいは経験に基づくところの判断で評価その他をやつて参りましたことを、広く民間の専門的な知識、経験ということを活用していただく、これに必要とする予算措置も講じていただく、こういうことにしたのが第二でございませう。そういうことで、私どもはこういう土地、建物、大体どういふことに活用すべきであるかという御意見を広くお伺ひいたしました。大体万人の御納得いただけるような方法におきまして、しかもその評価等の手続において御納得いただけるような手続をとつていきたい、こういうことを基本的な方針として考えておるのでございませう。これらにつきまして、先般当委員会において御制定をいただきました国有財産法あるいは特別措置法等の改正が、非常に私は得るところが多いと思ふのであります。今後におきまして、さような基本線に沿つてこの関係の財産の処分を進めていくことを、この際ハつきりと申し上げておきます。

○平林剛君 そこで最後に、この法律の目的である「公衆の利便の増進に資する、最終目的はここにたつたが、わけでありませう。この判断の基礎はどういうものであるか。つまりこの解釈の拡張によつてはどういうふうになるわけですか。たとえば、払い下げた土地が旅館に使われても、あるいはその他の官利を目的とした会社に使われても、理屈のつけ方によつては公衆の利便の増進に資する、こういう拡張解釈はできないことはない。しかしこれから議会は、審議会にすべてをまかせるわけでありませうから、法律上の解釈として、「公衆の利便の増進に資する」といふのは、提案者の方ではどうあるべきか、基本的には「公衆の利便の増進に資する」といふことは、どういふ考え方でなければならぬかということをはつきりしておいた方がいいと思ふのでございませう。これについて、一つあなたの方の法律上の解釈をはつきりしておいていただきたいと思います。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。法律案の第一条に「公務の能率の向上と公衆の利便の増進に資することを目的とする」といふ点を御指摘になりました。これは法律的にどういふ点をさしておるかという御質問でございませうが、これは条文をお読みいただきますと明らかなように「庁舎等の使用調整及び特定の庁舎等の整備を計画的に実施して」云々とございまして、この今、平林委員が御指摘になりました特定庁舎等の特殊整備計画によりまして、不用となる土地、建物の売却と、第六条でございませうか、「特定庁舎等の処分による収入の使途」といふ問題にまで、この「公衆の利便の増進に資する」といふことの及ぶか

どうかという御疑問であらうかと思うのでありますが、これは私もさきようには解釈しておりません。すなわち、使用調整はスペース・コントロールでございます。

それから整備計画を実施するということは、むしろこの庁舎が——けさは来御議論のございましたように、非常に平面的に散在しておる。これを立体化し集約化するということが、すなわち公務の能率の向上と公衆の利便の増進に資するのでございます。よって生じたる不利用財産を売却しようということによって公務の能率の向上と、公衆の利便の増進に資するとは解釈いたしておらないのであります。すなわち、新しく庁舎を集約化し、立体化し、できてくる面において公衆の利便の増進に資する、こういう解釈をとっておるのでございますが、起案の趣旨もその点にあることは明白でございますので、その点については一応はつきりお答えを申し上げます。

○平林剛君 そうするとこの第一の目的というのは、国の庁舎の使用調整、特定の使用調整をはかって、公務の能率の向上と公衆の利便の増進に資する、これにかかっておるのであって、不利用となった土地その他を払い下げる場合、この場合は公務の能率の向上ということはあり得ないけれども、少くとも公衆の利便の増進に資するというようなことは規制をしていないのだ、逆な言葉で言えば、競争入札によってやるのだから、払い下げ、譲渡、売却等においては、それがどういいう利用目的に使われようとかまわないのだと、こういうふうな発展をしていくことになりませんか。

○政府委員（正示啓次郎君） お答え申し上げます。その点は先ほどお答え申し上げましたように、国有財産法、国有財産特別措置法あるいは会計法等、この国有財産の処分に関する根拠法規が別にあるわけでございます。その一部を先般改正を願ったわけであります。その方々にこの国有財産の処分はかくかくの目的、かくかくの方法でやらなかならぬという規定がございますので、それによって規制を受ける。

ただいまお話しのように、この条文がその面を規制いたさないからと申しまして、国有財産の処分が何ら規制を受けないというふうには解釈いたしておりません。これは国有財産法なり特別措置法の当該条項によりましてそれぞれ規制を受けておるのであります。ただこの法律の、特別措置法の第一条は、先ほどお読みをいただきましたように、使用調整と整備を計画的に実施すると、この面におきまして公務の能率の向上と公衆の利便の増進すると、こういうふうには私は解釈いたしておるのであります。第六条にありますところの、この売り払いの処分につきましては、別途国有財産法あるいは特別措置法等の当該条項によって決定される、かように心得ておる次第であります。

○平林剛君 あなたはこの法律案の提案説明の冒頭に当って、特定庁舎を処分をしたあと、有効に活用できる土地等については政府の政策であるところの住宅建設、こういうものに使うつもりである、従ってこの構想を御支持願いたい、こういう御説明があったのです。私はそういう意味からいって、この法律の第一条は全般的なものを含んでいるわけでありまして、当然「公衆の利便の増進に資する」という意味は、そういうことも含まれているというふうな理解をしておいたのです。まあ法律上の解釈は今あなたが言われたことにいたしましたも、目的はそういう方向に使われるのが望ましい、この私は思うのでありますけれども、あなたの提案説明でそう言われておった。この点はもう一度あらためて構想の目的をはっきりさせておいてもらいたい。そうでなければ、ほかの審議会におまかせをするわけでありまして、そこでもいろいろとまたわれわれの意思と違った方に使われるおそれもある。その点ををはっきりしておいていただきたい。

○政府委員（正示啓次郎君） まず二つのことをお答えいたすべきだと思えます。一つは、先ほど来申し上げております国有財産法なり特別措置法なりの国有財産の処分を規制する法律は、やはり一般的に公衆の利便というふうなことを無視してはならないということ、これは当然のことでございます。たとえば、国有財産の処分をいたしまして道路を作る、公園を作る、あるいは社会福祉のいろいろの社会保護施設を作る。これらすべて公衆の利便ということとを考慮せずしては行われないうことをお考え願います。道路を公衆の利便を無視して作るわけには参りません。従って国有財産法、特別措置法の中に、広く公衆の利便を考慮しながら国有財産の処分をしなければならぬという一般的な規制のあることを第一にお答えいたさなければならぬと思えます。

第二に、この条文の中にもございいますように、法律案第五条の中にもございいますように「特定庁舎等で、公営住宅その他の住宅又はその敷地の用に供することが適当であると認められる場所にあるものを」云々という規定がはつきりございます。これは今のようない見地から、一般的な国有財産法、特別措置法の規制がありますが、特にこの特定庁舎等につきましては焦眉の急務である住宅対策の用に役立てることを一つの優先的な事柄としてうたい込んでいるわけでございます。従って私がこの法案の提案理由にいたしまして、提案の趣旨説明に当りまして、特にこの住宅政策を強調いたしましたゆえんは、さように一般的な規制がある上に、この法律案によって特にその点が強調されているということをおまは申し上げた次第でございます。われわれといたしましては、今のような一般の規制並びにこの法律に示されておりますところの特別に強調されるべき政策というものを心得まして、両々常にその目的を達しますように心得て参りたいと考えております。

○平林剛君 大体私の質問に対して満足すべきものを得ましたから、これで質問を終ります。

○委員長（廣瀬久忠君） 他に御発言もなければ、両案の質疑は終了したものと認めまして、まず、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○栗山良夫君 私はただいま議題となっておりままする国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案につきまして、賛成の意見を開陳いたしたいと思っております。

終戦後、国の組織上に非常に大きな変革がありましたために、国の財産に特別の措置を講じなければならぬ問題が起きて参りまして、今度の国会におきましても関係法案が提出をされ、ただいまではすでに可決決定をいたしておるのであります。その一環として国の庁舎等の使用調整、立体化等を計画的に実施をいたしまして、適正かつ効率的な使用をはかる、そういう目的で本法案が提出をせられておるのであります。その企図せられておりますところは、おそらく何人といえどもこれに反対をする人はなからうと思っております。

国土が狭小であり、しかも都市にはますます人口が集中をしておるときでありますから、いろいろな、庁舎は申すに及ばず、民間の諸施設、工場、住宅等の用地を考えましても、やはりわが国のようなところは、すべてのものを立体的に利用をいたしまして、そして限られた土地を最高度に利用するということとは当然過ぎるほど当然なことでありまして、その当然なことを政府みずから、国の方針として法律をもってやろうというのであります。それから、まことに時宜に適したことでありうと思っております。ただ本法が可決成立をいたしまして施行されましたあとにおいて、その実行をいたしますにつきますと、これはなかなか問題が多からうと思えます。言うはやすく行はるかたしと申しますが、まさに一つの庁舎の使用調整を行うにいたしましても、相当な建設期間を要することであり、また多額の経費を要することでありまますから、物心両面からなかなか困難なことであらうと思えます。

特にこういう問題は、この委員会の質疑の中でも明白にせられましたように、やはり実行計画というものが正確に、しかも迅速に立てられ、その実行計画に従って迅速に処理をされていくということでは意味がないと思うのであります。

従いまして、今度本法が施行をされることになりました場合には、政府は、本法の制定せられました趣旨を十二分に体して、そうして実効をあげられるように期待をいたしたいと思ひます。従いまして、私はこの際、その運用に對しまして全きを期するために、付帯決議を付して本法案に賛成をいたしたいと思ひます。

まず、案文を朗読をいたします。

付帯決議案

本法の施行に當り、政府は次の事項について、必要な措置を講ずべきである。

一、庁舎の使用調整等に當り、中央官庁の出先機関を一箇所に集約せしめることを目標に合同化を図ること。

二、庁舎の使用調整等の結果、不用になった土地、建物の処分については、住宅地その他国民の必需の用に供するよう特段の配慮をすること。

三、庁舎の建設、修繕に當つては、関係各省各庁の連絡調整を図つて、使用調整等に不都合をきたし、又は不経済にならないよう嚴重に注意すること。

以上でございます。

ただいま、付帯決議案として朗読いたしましたことは、委員会における質疑並びに私の賛成討論の中におきまし

て触れたことでございますので、説明は省略をいたしたいと思ひますが、付帯決議について各委員諸君の御賛成を切にお願い申し上げます。

○委員長(廣瀬久忠君) 別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました栗山委員提出の付帯決議案を問題に供します。

栗山委員の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の御挙手を願います。

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて栗山委員提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、国有財産特殊整理資金特別会計法案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

国有財産特殊整理資金特別会計法案を問題に供します。本案に賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと

と決しました。

なお、阿案に對する諸般の手續等は、前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。

それから委員会の報告書に對する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎	西川甚五郎
平林 剛	天坊 裕彦
青木 一男	木暮武太夫
田中 茂穂	土田国太郎
吉米地英俊	宮澤 喜一
天田 勝正	大矢 正
栗山 良夫	杉山 昌作
島村 軍次	

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国

の議決を求めの件を議題といたしまして、事務当局より内容の説明を聴取いたします。

○説明員(天野四郎君) 国有財産法第十三条の二に「皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としようとするときは、国会の議決を経なければならぬ。」ことに規定されております。本年度におきましては、宮内庁におきまして、皇居の仮宮殿の仮装工事千三百七十六万円の予定をいたしたいと思ひますし、そのほか皇居仮宮殿前広場の舗装工事が九百九十七万一千円、それから平河橋でございますが、平河橋の改修工事が五百七十九万八千円、それから先般、花火の飛び火で焼けた京都市の小御所でございますが、その小御所の復元工事、これに五千百十九万五千五百五十円、新築いたしたいということで議決を求めるわけ

でございます。

○青木一男君 私は、前にも一度述べたと思ひますが、この国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件であります。この内容を拝見いたしました。国がほかのいろいろの事業をやつた場合の国会意思の決定との権衡から考へて、予算の議決において具体的に国会が承認した場合、またもう一度法律案としてこの議決をしなくてもいいように私は法律の改正方について大蔵省が研究していただきたいということをお願いいたします。

そのかわり予算のときには、はっきりこういう趣旨がわかるような議決の方法をとつていただいてやれば、こういう二重の国会の意思を表示する必要はないのじゃないかと、こう私は思ふのであります。これはまあいづれそういう立案があつたときに皆さんの御意見もありましようが、私は、政府がそういうことについて研究していただきたいという希望を申し上げておきます。

○委員長(廣瀬久忠君) 別に御質疑はございませんか。――御質疑もないようでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件を、原案通り異議のないものと決議することに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて本件は、原案通り異議

ないものと議決することに決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。

それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎	西川甚五郎
平林 剛	天坊 裕彦
青木 一男	木暮武太夫
田中 茂穂	土田国太郎
吉米地英俊	宮澤 喜一
天田 勝正	大矢 正
栗山 良夫	杉山 昌作
島村 軍次	

○委員長(廣瀬久忠君) 本日は、この程度において散会いたします。

午後三時十九分散会